

養父市地域公共交通活性化協議会

平成20年3月25日設置
平成21年2月23日連携計画策定



概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に基づく養父市地域公共交通総合連携計画の円滑かつ確実な実施を確保する。特に同法第6条に基づく当協議会では、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用して、次の事業に取り組む。

○養父市自家用有償バスの運行

交通空白地のモビリティを確保するため、地元自治会とともに市町村運営自家用有償運送を実施するとともに、地域の「足」は地域で守り育てていく。

○コミュニティバスの運行の効率化

自家用自動車の普及や人口減少により、バスの利用者は年々減少を続けている。持続可能なコミュニティバスの運行を実施していくため、利用実態に即して運行の効率化を図る。

- ・利用実態に即した運行の実施
- ・コミュニティバスとスクールバスの一体的な運行

○公共交通の利用促進策の実施

【高齢者優待乗車制度】

高齢者の健康と暮らしを守り、社会参加を図るため、公共交通機関の利用促進のため優待制度を実施(150円/1乗車)する。

【高校生バス通学費補助金交付制度】

教育における経済負担の軽減を図り、公共交通機関の利用促進を行うため、定期乗車券代の一部(15千円/月)の補助を実施する。

【バス事業のPR】

バスの利用促進を図るため、市HPでの時刻表と乗継案内の紹介やバスの現状理解を深めるための講座や懇談会を開催する。

